

概要版

基本構想・基本計画

第一次霧島市総合計画

平成20年度～平成29年度



鹿児島県霧島市

総合計画とは

1. 計画の役割

総合計画は、法律（地方自治法）の「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」との規定に基づき策定されるもので、本計画は、霧島市のまちづくりを進めていく上で、一番大事な計画となります。

2. 計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画からなる構成としています。

【基本構想】〔10年計画〕

基本構想は、霧島市が10年後にはどのようなまちになるのが望ましいのか、また、そのためには、どのような考え方でまちづくりを進めていくのかなど、まちづくりの基本理念と市の将来像、これを実現するための基本方針（7つの政策）等を示すものであり、その計画期間は平成20年度から平成29年度までの10年間とします。

【基本計画】〔前期5年計画〕

基本計画は、基本構想に示した考え方を実現していくには、どのような課題があり、それをどのように解決していくのかなど、基本方針（7つの政策）を達成するための施策の体系（政策からみたまちの課題28施策と基本事業）を示すものであり、その計画期間は平成20年度から平成24年度までの前期5年間とします。

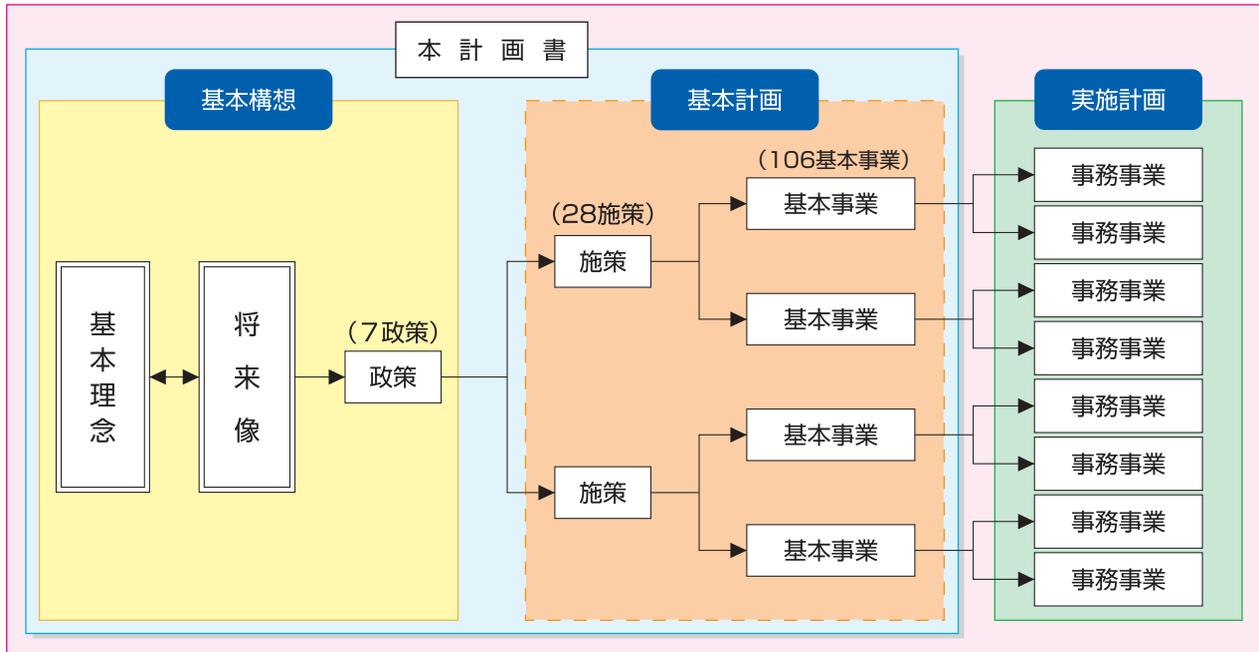
【実施計画】〔3年間のローリング計画〕

実施計画は、基本計画に定めた28施策の解決策として、行政が実際に税金を使ってどのような事業（事務事業）を行っていくのかを示すものであり、その計画期間は基本的に3年間とし、毎年度更新するローリング方式とします。

【計画期間】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
基本構想	(10年)									
基本計画	前期 (5年)					後期 (5年)				
実施計画	(3年)			毎年度ローリング						

【総合計画構成イメージ図】



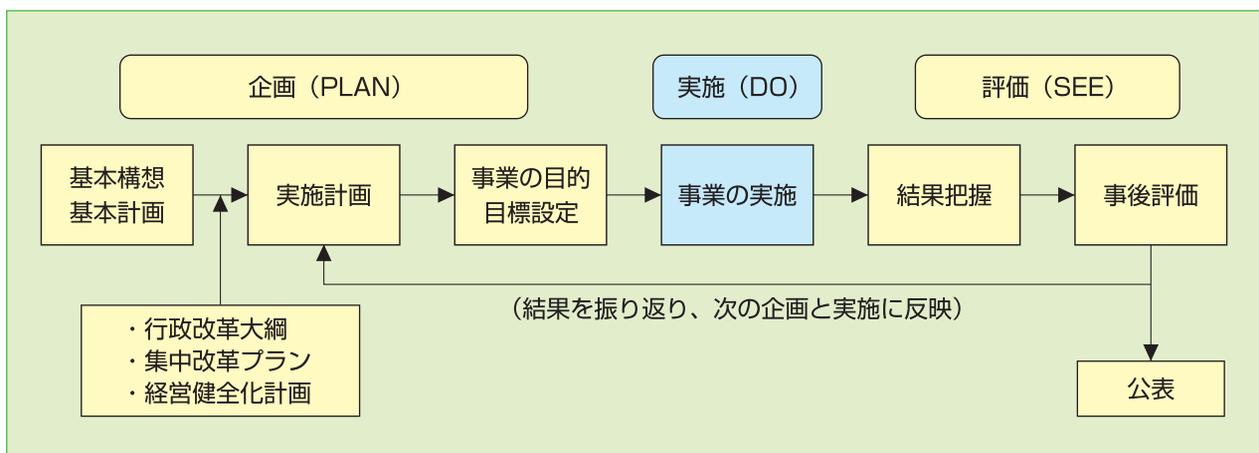
3. 計画の進行管理

総合計画の進行管理は行政評価を活用して行います。行政評価は、市が行う行政活動が市民生活にどのような成果として現れているか、また、その内容が有効性や効率性の観点から妥当であるのかどうかを客観的に評価するもので、総合計画には成果を分かりやすく示すために、施策や基本事業、事務事業ごとに目標値を設けました。

この目標値に対してどのような成果があがっているのか評価することにより、施策や基本事業等の目標がどの程度達成できているのかを管理していきます。また、目標値を達成できていない場合には、何が要因なのかを分析して事務事業の見直しを行うとともに、改善策を次年度の予算編成に反映させていきます。

このように行政評価を活用して進行管理を行い、評価結果を次年度以降の事務事業に反映させるとともに、評価結果を広く市民に公表することにより、市民の立場に立った行政経営の実現と透明性の確保を図ります。

【行政経営の流れ】



4. 計画の策定体系

これまでの総合計画は、一般的には、コンサルタントに委託し、企画担当課と一部の職員で構成するワーキンググループ等で策定してきましたが、今回の総合計画は、コンサルタントに委託を行わずに、幹部職員を中心とした職員自らの手づくりの計画策定としました。

基本構想については、庁内に総合計画策定委員会（副市長、部長級で構成）を設置し、原案を作成した後、市内7地区の地域審議会に原案を説明して、意見・提言をいただき、市民にはパブリックコメントを実施して意見をいただきました。さらに、総合計画審議会（各団体代表、公募市民で構成）に市長が諮問し、答申をいただきました。

基本計画については、庁内に施策別分科会（次長、課長級で構成）を設置し、市民意識調査結果に基づき、施策ごとの目標となる指標設定を行い、原案を作成した後、地域審議会、総合計画審議会から意見をいただきました。

このような手続きを踏まえ、地方自治法に基づき、基本構想の最終案を平成19年12月議会に提出し、議会の議決をいただくとともに、基本計画についても議会から意見をいただきました。



総合計画策定委員会



施策別分科会



総合計画審議会

霧島市のまちづくりの課題

1. 人口減少の進行と少子高齢化への対応

本市においても、今後はさらに少子高齢化が進行すると予測され、人口増対策として若年層及び団塊世代等のI・J・Uターンによる移住・定住促進策を充実させる必要があります。特に若年層の移住・定住のためには、「安心して働き、子育てのできるまち」として他の市町村に対する優位性を打ち出し、まちの魅力を高めることが必要となります。



2. 地方分権の推進

地方分権が進み、様々な権限が国や県から移譲されることに伴い、新しい分野やより専門性の求められる事務の増加が予想されます。このため、職員の資質向上を図るとともに、地方分権に対応できる体制づくり（組織機構の整備・財政基盤の健全化）を進め、県央の地域中核都市としての機能強化を図る必要があります。



3. 地域特性を活かした産業の発展

本市の主な基盤産業は、製造業、農業及び観光業となっており、特に製造業は基盤産業の生産額全体の大半を占めており、製造業の成長を持続させることが、市経済の安定的な発展を支えるための重要なポイントになります。また、派遣労働者・フリーターの増加などの就業形態の変化、農業等における後継者不足など産業を取り巻く環境は大きく変化しており、新規産業の育成や既存産業の再構築の促進等により安定した雇用・就業環境づくりに努める必要があります。



4. 有効な土地利用と都市機能の充実

市民意識調査（平成18年度）の結果によると、地域に合わせた土地利用や秩序ある開発が行われていないと感じている市民の割合が高く、市街地においては、景観を含めた都市機能の低下や交通渋滞の発生などの問題も生じています。今後は、適切な都市計画を策定し、大型店舗の無秩序な立地の防止や道路ネットワークの整備、市街地における交通渋滞の解消を図るための公共交通機関の充実など、快適な都市環境を実現することが必要となります。



5. 高度情報化への対応

市全域における情報通信基盤の環境整備が課題となっており、携帯電話の通信不能地域やブロードバンド未整備地域の解消に向けた通信会社等への働きかけや連携などに取り組み、地域間の情報格差の是正を図ることが必要です。



6. 循環型社会の構築

市民の環境保全に対する意識は高まりをみせているものの、家庭から排出される一般ごみの量は増加傾向にあり、ごみの発生抑制、再使用、再生利用へのさらなる取り組みの強化が必要です。また、恵まれた豊かな自然の保護に努めるとともに、生活様式や事業活動の見直しにより、持続可能な循環型社会の実現に向けた取り組みを進める必要があります。



7. 中山間地域の活性化

本市は、市街地と中山間地域において人口動態の二極化が進んでおり、市街地においては人口が増加傾向にある一方、中山間地域においては人口が減少しています。

中山間地域への青年層・中年層の定着を図るためには、中山間地域ならではの魅力を都市住民に知ってもらい交流を進めることや、主要産業である農業及び観光業の所得面での魅力を向上させることが重要です。また、安心して日常生活を送れるよう、地域内及び市街地との交通アクセスを容易にする必要があります。

